

監査報告書

私たち監事は、社会福祉法第58条の規定に基づき、令和3年4月1日から令和4年3月31日まで(第10期)の事業年度の関係書類の監査を行いました。その結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査方法の概要

理事長より関係書類などの必要と思われる資料の閲覧により業務執行の妥当性を検討いたしました。

また、会計帳簿並びに関係書類の閲覧により会計報告書の正確性を検討いたしました。

2. 監査結果・意見

1. 事業報告書より、事業は適切に実施されており、理事及び職員の職務執行に関して不正行為や規約に違反する重大な事実はないことを認めます。
2. 決算報告書より、財産目録、貸借対照表、収支計算書は所定の様式にてきちんと作成されております。また、拠点別収支明細書も整備されており、財産の状況を正しく示しているものと認めます。
3. こども園も設立から10年の節目を迎え、一億円を超える資産を有しています。益々資産管理に留意されて取り組まれることを望みます。
4. ここ数年のコロナ禍により、児童数も若干の減少がみられますが、感染の落ち着きとともに児童数も増えることを期待し、今後とも引き続き労働条件の改善等施策を講じて、より良きこども園経営に努めていただきたい。

令和4年6月3日

監査日 令和4年5月31日(火) 13時30分より

場所 恵城こども園にて

監事 是久 妙



阿部 生弥

